

斎場使用料(第6条関係)

(単位：円)

区分	単位	使用料		摘要	
		市内に住所を有するとき	市内に住所を有しないとき		
火葬場	12歳以上	1体	10,000	40,000	
	12歳未満	1体	5,000	20,000	
	死産児、体の一部	1体(胎)	2,500	5,000	
	胞衣汚物	1件	1,800	3,600	
	動物	1体	2,160		
式場	1回		12,000		告別式を行うときに限る。
和室	1回 (1室3時間以内)		6,000	12,000	飲食等で使用するときに限る。

備考

この表において「市内に住所を有するとき」とは、使用許可の申請者が市内に住所を有するとき又は死亡者が死亡時に市内に住所を有していたときをいう。